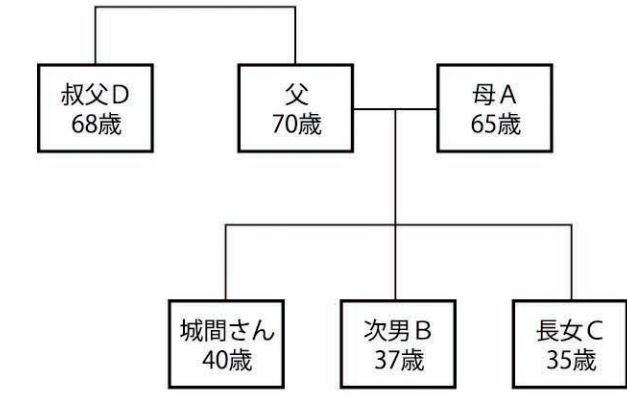


# 知っておきたい！ 相続のはなし ⑨

## 財産よりも借金が多いときは？

執筆／野原 雅彦（野原税理士事務所）、松尾 晋哉（沖縄つばさ法律事務所・所長）

図① 城間さん宅のケース



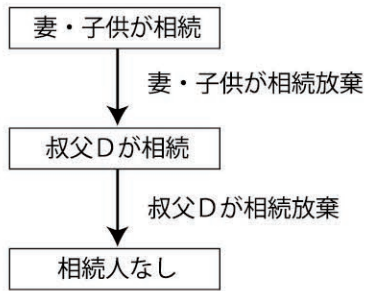
父親の相続財産

① 自宅	2,000万円
② 借金	4,000万円

図② 単純承認・相続放棄・限定承認の違い

	財産	借金	裁判手続き
単純承認	引き継ぐ		不要
相続放棄	引き継がない		必要
限定承認	引き継ぐ	財産の範囲内	

図③ 城間さん宅の法定相続人と相続放棄の関係



# 相続放棄は3カ月以内に

相続と聞くと財産のことばかり考えがちですが、財産（権利）と併せて借金（義務）も相続することになります。ですから借金の有無やその金額を把握しておくのは大切なことです。今回は、財産よりも借金の方が多い父を持つ城間さん（仮名）のケースを例に、借金と相続について考えます。

### 原則は借金も相続

**Q** 借金が多い今の状態で父親が亡くなった場合、どうなるのですか？

**A** 原則は、財産とあわせて借金も相続されますので、父親に代わって城間さんも含めた相続人が借金も支払っていくこととなります（図②の単純承認）。ただ、民法では借金が多い場合の相続も想定し、「相続放棄」という手続きが設けられています。

### 相続放棄

**Q** 相続放棄とはどのような手続きなのでしょうか？

**A** 文字通り、財産も借金もみなひっくり返して、引き継ぎを放棄することです。相続放棄を選択することで、父親の借金を支払う必要がなくなります。相続放棄は、自分が相続人になったことを知った時から3カ月以内に家庭裁判所で手続きを行う必要があります。

**Q** 3カ月ですか。結構短いですね。

**A** そうですね。お父さまが亡くなった時点では財産の存在しからず、3カ月以上たつてから多額の借金の存在を知ったとしても、原則として相続放棄はできませんので、3カ月の間に放棄するの可否か熟慮しなければなりません。なお、一度相続放棄をしてしまうと撤回はできない

ので注意が必要です。

**Q** 相続放棄を行う上で気を付けた方がよいことはありますか？

**A** 放棄した場合、その方は初めから相続人ではなかったことになり、その代わりに後順位の相続人が借金も相続することになりますので注意が必要です。

城間さんの場合、母A・城間さん・次男B・長女Cが相続放棄すると、叔父Dがお父さまの財産と借金を相続することになります（図③参照）。借金を叔父Dも相続しないという状況にするためには、叔父Dも相続放棄の手続きが必要になります。

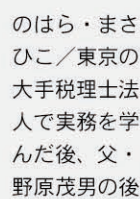
### 放棄は家庭裁判所で

**Q** 裁判所での手続きをせず、相続人の間で協議し「私は何も相続しない」との意思を伝えれば、借金も負担せずに済みますか？

**A** いいえ。借金も含め何も相続したくない旨の協議をしただけでは、相続放棄をしたことにならず、借金を相続してしまいます。相続放棄をするためには必ず家庭裁判所での手続きをしなければなりません。手続きを行わずに債務を免れるためには、債権者の同意が必要となります。

**Q** 父の所有する自宅だけは相続し守っていきたいのですが、何か方法はありませんか？

**A** 限定承認による方法が考えられます（図②参照）。限定承認とは、相続によって得た財産の範囲内でお父さまの借金を返済する、という方法です。過剰な借金を背負うリスクを排除できません。ただし、相続人全員で3カ月以内に家庭裁判所に申し立てる等の必要があり、手続きは大変です。また、税金の取り扱いも少し複雑となります。限定承認を検討されている方は、弁護士や税理士などの専門家にお問い合わせください。



のはら・まさひこ／東京の大手税理士法人で実務を学んだ後、父・野原茂男の後を継ぎ、兄の野原信男とともに那覇市久茂地にて野原税理士事務所を開業中。セミナー等の実績も多い。☎098(863)6267 <http://2n-taxoffice.jp/>



まつお・しんや／弁護士。那覇市壺川にて沖縄つばさ法律事務所を開業中。相続、遺言の他、不動産問題、企業法務、交通事故、借金問題等民事全般を手掛けている。☎098(832)7210